

町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年(2015年) 2 月 2 6 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年4月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中第59号を第61号とし、第58号の次に次の2号を加える。

(59) 保健所運営協議会委員

(60) いじめ問題対策委員会委員

別表教育委員会の項を次のように改める。

教育委員会委員	月額 121,000円
---------	-------------

別表町田市子ども・子育て会議の項の次に次のように加える。

保健所運営協議会	会長	日額 25,500円
	学識経験者	日額 21,700円
	保健医療関係団体の代表	日額 21,700円
	その他委員	日額 10,000円
いじめ問題対策委員会	委員長	日額 25,500円
	学識経験者	日額 21,700円
	その他委員	日額 10,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の別表教育委員会委員の項の規定は適用せず、改正前の別表教育委員会の項の規定は、なおその効力を有す

る。

町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。			第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。		
(1)～(58) 略			(1)～(58) 略		
<u>(59) 保健所運営協議会委員</u>			<u>(59) 略</u>		
<u>(60) いじめ問題対策委員会委員</u>					
<u>(61) 略</u>					
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		
職名		報酬額	職名		報酬額
<u>教育委員会委員</u>		月額 <u>121,000円</u>	<u>教育委員会</u>	<u>委員長</u>	月額 <u>150,000円</u>
				<u>委員</u>	月額 <u>121,000円</u>
略		略	略		略
町田市子ども・子育て会議	会長	日額 <u>25,500円</u>	町田市子ども・子育て会議	会長	日額 <u>25,500円</u>
	学識経験者	日額 <u>21,700円</u>		学識経験者	日額 <u>21,700円</u>
	その他委員	日額 <u>10,000円</u>		その他委員	日額 <u>10,000円</u>
<u>保健所運営協議会</u>	会長	日額 <u>25,500円</u>	略		略
	学識経験者	日額 <u>21,700円</u>			
	保健医療関係団体の代表	日額 <u>21,700円</u>			
	その他委員	日額 <u>10,000円</u>			
<u>いじめ問題対策委員会</u>	委員長	日額 <u>25,500円</u>			
	学識経験者	日額 <u>21,700円</u>			
	その他委員	日額 <u>10,000円</u>			

町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後		改正前
略	略	